

千葉県告示第 864 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定により、平成 31 年 3 月 28 日付千葉県告示第 260 号及び令和元年 6 月 28 日付千葉県告示第 572 号で指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の一部について指定を解除したので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により告示します。（指定番号 指 - 34）

また、土壤汚染対策法第 11 条第 2 項の規定により、同告示で指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとする時の届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の一部について指定を解除したので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により告示します。（指定番号 指 - 35）

令和 2 年 10 月 29 日

千葉市長 熊谷俊人

1 指定を解除する区域

(1) 指 - 34 要措置区域の一部

千葉県若葉区北谷津町 347 番 2 の一部、他（別図 1、2、3 のとおり）

(2) 指 - 35 形質変更時要届出区域の一部

千葉県若葉区北谷津町 347 番 2 の一部、他（別図 1、2、4 のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

指 - 34 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

指 - 35 鉛及びその化合物

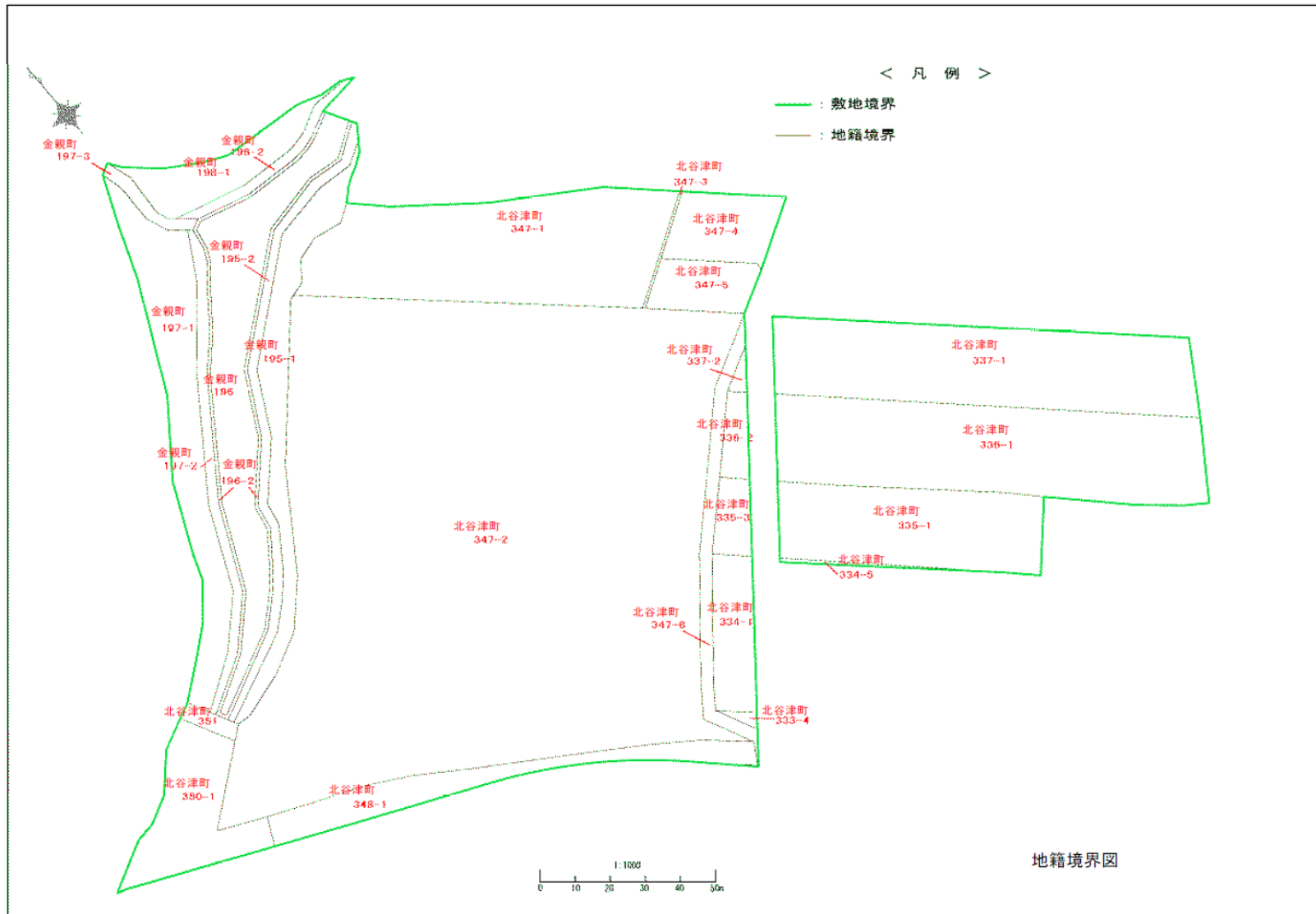
4 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

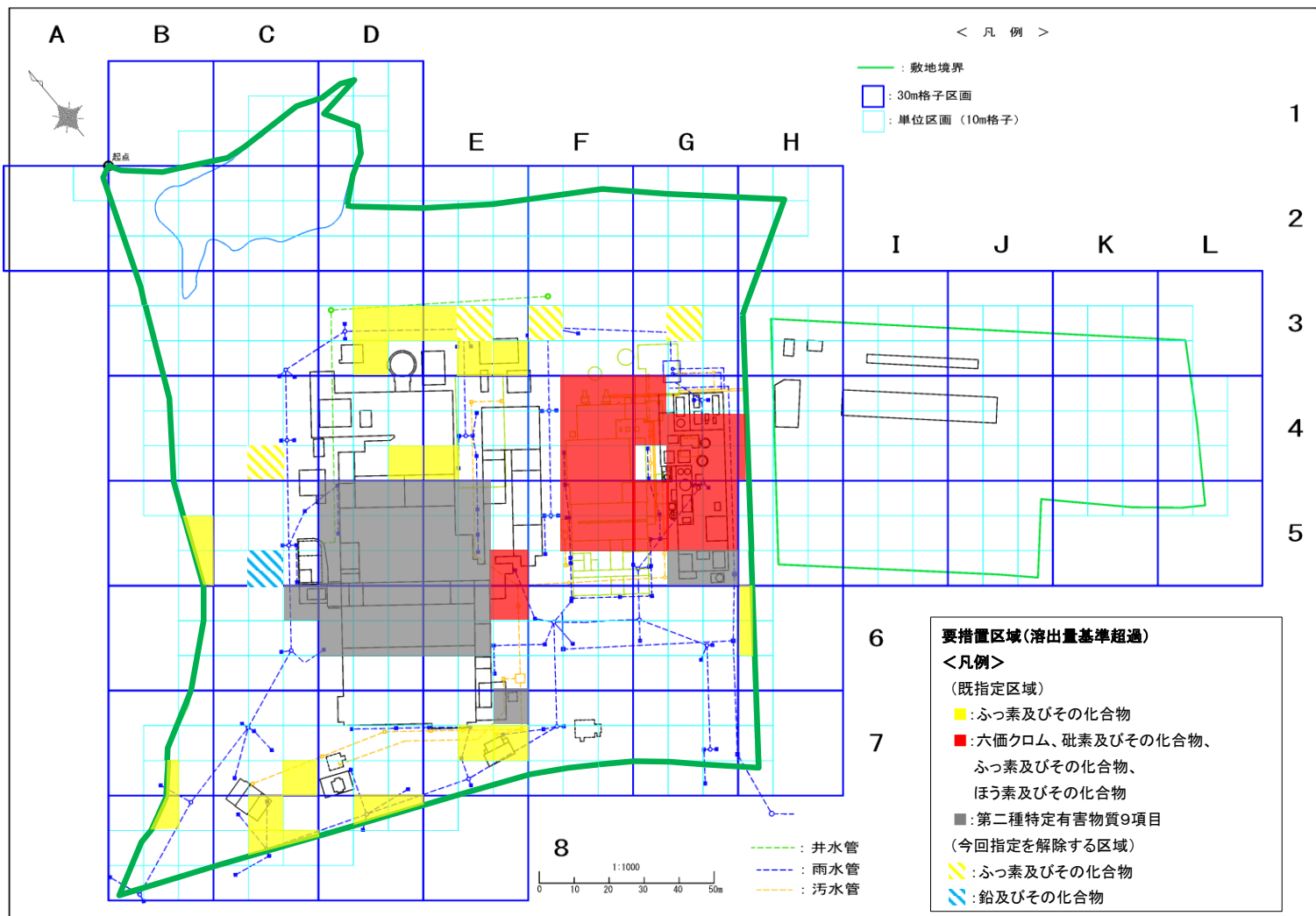
(別図1)



(別図 2)



(別図3)



(別図4)

